

山梨県国土利用計画審議会会議録

1 日 時 令和5年3月15日（水）午前10時30分～午前11時40分

2 場 所 ホテル談露館 2階 山脈

3 出席者

・ 委員（五十音順、敬称略）

赤岡 勝廣	石井 信行	長田 満	岸 いづ美	桜井 義明
進藤 中	立川 信子	田邊 佳子	丹沢 竜	保坂 真吾
保坂 武	茂手木 詩歩	山縣 然太郎		

以上 13人

・ 県側

落合 直樹	リニア未来創造局長
上野 真一	森林整備課長
長田 芳樹	二拠点居住推進課長
長坂 寿彦	二拠点居住推進課総括課長補佐

4 傍聴人の数 1人

5 会議次第

- (1) 開会
- (2) 山梨県リニア未来創造局長あいさつ
- (3) 第17期委員の紹介
- (4) 役員選出
- (5) 会長あいさつ
- (6) 議事
- (7) 閉会

6 会議に付した議題（すべて公開）

- (1) 役員の選出について
- (2) 山梨県土地利用基本計画の変更（案）について
- (3) 国における国土利用計画の動向について
- (4) その他

7 議事の概要

(1) 役員の選出

委員から事務局案の求めがあったため、事務局から、進藤委員を会長とし、石井委員及び桜井委員を副会長とする案を提示したところ、承認された。

(2) 本県の土地利用の概況等について

事務局から、資料1から資料7により説明した。
質疑の状況は、次のとおり。

(議長)

- ・事務局の説明が終わったので、御質問・御意見があればお願いします。

(委員)

- ・山梨県土地利用基本計画の変更について、地域森林計画の方が土地利用基本計画よりも先に変更されているという認識であるが、変更を承認する際、所管官庁の責任の所在はどうなっているのでしょうか。また、どの様な観点で検討を行い、結論を出しているのでしょうか。

(事務局)

- ・地域森林計画の変更には、森林法の規定に従い、森林審議会の意見を聴いた上で県が変更を行います。また、開発許可についても、森林審議会の意見を聴いています。今回の2件は、5条森林区域は変更済みですが、地域森林計画は令和5年及び令和8年に変更する予定です。

(森林整備課長)

- ・もともと森林であった箇所の開発許可となるので、森林の公益的機能や水源のかん養機能などが確保される様、技術的な確認を行い、許可基準に適合するものについては、林地開発許可制度によりその開発行為を許可するものとしています。

(委員)

- ・今回変更の具体的な開発行為と許可した基準について教えてください。

(森林整備課長)

- ・北杜市及び山中湖村のいずれの案件においても、平地に位置する森林地域であり、工場等の設置のために開発行為に及んだものです。
- ・個別の箇所ごとに審査を行いますが、例えば事業用地内に残置森林を確保させることや、盛土・切土の勾配を確認するなど、技術的な基準を全て満たしていることを確認した上で許可をしています。

(委員)

- ・例えば、保安林の役割が開発後も確保されることも基準となっていますか。

(森林整備課長)

- ・そのとおりです。開発前に森林が有する水源かん養機能に対し、開発後も排水施設等の設置を指導することで、森林の代替機能を担保するものです。

(委員)

- ・計画図の変更は黄色に着色した箇所よろしいでしょうか。

(事務局)

- ・そのとおりです。

(委員)

- ・北杜市の変更案件について、周辺も工場が立地していますが、こちらも森林地域から外れているという認識でよろしいでしょうか。

(森林整備課長)

- ・周辺の工場は過去に開発許可を受けて立地しているものです。今後、過去の変更を図面に反映できる様、対応を検討いたします。

(委員)

- ・図面上で全て描写し切れてはいませんが、工場が開発されている箇所は、現況森林ではないということでしょうか。

(森林整備課長)

- ・お見込みのとおりです。

(議長)

- ・森林は工場の持ち主の私有地であると解釈できますが、森林を所有した時点で国土利用計画法に基づく承認手続きは必要なのでしょうか。

(事務局)

- ・国土利用計画法では、土地取引のあった場合、一定の面積要件で所有者から届出の提出を求めています。届出の内容は庁内関係課に共有され、取引金額が適正であるかなどを審査します。

(議長)

- ・工場の所有者が当初は森林として残置しようとしていた土地を、後々開発しようとする場合、今回の様に土地利用基本計画の変更に諮る対象となるのでしょうか。

(事務局)

- ・お見込みのとおりです。

(委員)

- ・山中湖の変更案件の詳細についてお尋ねします。

(森林整備課長)

- ・工場用地内の森林において、工場等を新設することに伴う森林地域の縮小です。

(議長)

- ・こちらも先程と同様に私有地内での開発でしょうか。

(森林整備課長)

- ・お見込みのとおりです。

(議長)

- ・事務局案について了承してよろしいでしょうか。

－議事（２）について了承－

(３) 国における国土利用計画の動向について

事務局から、資料８により説明した。

質疑の状況は、次のとおり

(委員)

- ・昨今、所有者不明土地が大きな問題となっていますが、県として重要視していただくとともに、今後の対策についてお尋ねします。併せて、解決に向けた国への働きかけなどを期待します。

(事務局)

- ・御意見ありがとうございます。所有者不明土地は官民間わず事業の問題になってきております。国の動向を可能な限り県計画に反映させて参ります。

(委員)

- ・新たな本県の国土利用計画の作成について、土地利用のポテンシャルや将来を見据えた数値目標の設定など考慮する必要があると思いますが、誰が意思決定を行っていくのでしょうか。

(事務局)

- ・国計画が示された後、県計画及び市町村計画を作成して参ります。数値目標は個別規制法所管部局と協議を行い、当審議会へ諮問を行った上、知事が最終決定します。

(委員)

- ・知事が最終決定とのことですが、庁内で作成ということでしょうか。

(事務局)

- ・素案は所管課である二拠点居住推進課が作成します。

(委員)

- ・数値目標を具体化する際、そのやり方や、これからの県土の在り方を検討する必要がある様に思えますが、そこまで踏み込んだ議論をするのでしょうか。

(事務局)

- ・地域区分ごとに将来の数値目標と具体的な姿についてお示しする形になります。

(議長)

- ・本日審議している森林地域の変更案件は、国が計画を進める第六次計画に関連するものになるのでしょうか。

(事務局)

- ・今回は現行の第五次計画への反映となります。第六次計画は来年度から再来年度に県計画の策定を進め、審議会に諮りたいと考えます。

(議長)

- ・本日、各委員から出た意見を第六次計画に盛り込んでもらいたいと思います。

(委員)

- ・第六次計画の計画期間は何年間を見込んでおられますか。

(事務局)

- ・概ね10年間を見込んでおります。

(委員)

- ・厚生労働省の諸計画は期間が6年間のものが多く、それらとの整合性は図られるものなのでしょうか。

(事務局)

- ・現段階では10年間を目標としていますが、社会情勢等を鑑み、期間を前倒しした適宜改定なども想定されます。

(議長)

- ・御意見、御質問は以上の様ですので、審議会としての意見の取りまとめを行います。
- ・当審議会として、この変更案のとおり了承するという事で御異議はありませんか。

(異議なし)

(議長)

- ・異議なく了承ということでまとめさせていただきます。

以上